



「一日合同相談所」を開設

行政相談、弁護士相談、司法書士相談、行政書士相談、人権相談、交通事故相談、登記・相続相談、税理士相談、年金相談に応じます。

日時 10月18日(木) 午前10時～午後3時

※弁護士相談は午前10時～午後4時

※司法書士相談は午後1時～4時

場所 市役所1階大会議室・相談室

※人権相談は、人権センター(希中央5)

相談時間 1人につき1時間

※弁護士相談は30分、司法書士相談は45分

申込 電話で問い合わせ先へ(人権相談のみ人権センター[63-0018]へ)

※先着順。相談無料。秘密厳守

☎ 市民相談室 ☎ 63-7416



浄化槽の適切な維持管理をお願いします

浄化槽は、トイレや台所などの汚水を微生物の働きを利用してきれいにする施設です。微生物が活動しやすい環境を保つよう、浄化槽法で定期的な管理が義務付けられています。

▼三重県水質検査センターによる法定検査

▼保守登録業者による保守点検

▼市の許可を受けた業者による清掃

☎ 上下水道部経営総務室 ☎ 63-4114



「不動産鑑定士による無料相談会」を開催

日時 10月1日(月)

午前9時30分～正午

場所 市役所3階

304会議室

内容 地価、地代、家賃、土地利用などの諸問題に関する相談に不動産鑑定士が応じます。

◎申込不要。詳しくは、問い合わせ先へ



10月15日～21日は「違反建築防止週間」

建物の新築などを行う際は建築確認申請が必要です。また、完成時には完了検査を受けなければなりません。建築主・工事監理者の皆さんは、適切な工事監理などをお願いします。

☎ 都市計画室 ☎ 63-7698



比奈知地区農業集落排水処理施設が供用開始します

比奈知地区農業集落排水が10月1日から供用開始します。供用開始後は、市条例により3年以内に農業集落排水処理施設への接続が必要です。できるだけ早期の接続をお願いします。

なお、接続工事をする際は、市指定の排水設備工事店にご依頼ください。

排水処理区域 上比奈知、下比奈知の事業整備区域

☎ 上下水道部下水道建設室 ☎ 63-7812



栄町駐車場改修工事に伴う一時閉鎖のお知らせ

市営栄町駐車場は、24時間営業の駐車料金自動精算機の設置工事をするため、10月1日(月)からしばらくの間、駐車場を一時閉鎖させていただきます(11月中旬に再開予定)。

市民の皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

☎ 維持管理室 ☎ 63-2151



市の封筒に掲載する有料広告を募集します

使用期間 平成31年1月1日から1年間

募集期間 9月28日(金)～10月12日(金)

■長形3号(裏面)

4枠(縦35mm×横100mm)

印刷予定数 103,000枚

掲載料 60,000円/1枠

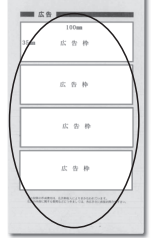
■角形2号(裏面)

6枠(縦60mm×横110mm)

印刷予定数 33,000枚

掲載料 45,000円/1枠

長形3号(裏面)



◎申込多数の場合は抽選。掲載基準や申込方法など詳しくは、市ホームページか問い合わせ先へ

☎ 出納室 ☎ 63-7827



犬の飼い主の皆さまへ

9月20日～26日は動物愛護週間です。

大切な愛犬が近所の人たちからも愛されるために、マナーを守って飼いましょう。

●散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう。

●きちんとリードを付けて散歩しましょう。

また、日頃から首輪が緩くないか確認を。

●無駄吠えなどの問題行動を防ぐため、飼育環境を整え、しつけを行いましょう。

飼い犬が逃げてしまった、または迷い犬を見かけた場合は、問い合わせ先へ連絡してください。

☎ 伊賀保健所 ☎ 24-8080

☎ 名張警察署会計課 ☎ 62-0110

☎ 環境対策室 ☎ 63-7492



商店や病院などで使用されるはかりの検査を実施します

商店や病院などで取引や証明に使用されるはかりは、2年に1度の定期検査が必要です。

日時 10月1日(月)・2日(火)

いずれも午前10時30分～午後3時

場所 市役所駐輪場

※検査免除になる場合…この定期検査までに、計量士により「代検査」を受検した場合

※検査をしなかった場合…三重県計量検定所(津市)へ計量器を持参し、検査を受けていただくことになります。

◎手数料、検査対象など詳しくは、問い合わせ先へ

☎ 三重県計量検定所 ☎ 059-223-5071

年金通信

国民年金加入中の事故や病気で重い障害が残ったら、「障害基礎年金」を受給できる場合があります。

受給要件

①初診日に国民年金に加入している、または、60歳以上65歳未満で国内に住所を有していること。老齢基礎年金を繰上げ受給している人は請求できない場合があります。

②障害認定日(初診日から1年6ヵ月経った日、または、1年6ヵ月以内に症状が固定した日)に国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき。もしくは満65歳の前々日までに障害が重くなり国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき。(身体障害者手帳などの等級とは異なります。)

③初診日の前日において次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

▼初診日の属する月の前々月までに保険料を納めなければならない期間のうち3分の1を超える未納期間がないこと

▼初診日の属する月の前々月までの直近1年間に未納がないこと

◎20歳前に初診日がある場合

20歳になったとき(20歳に達した後に障害認定日があるときは、その日)に、国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき、もしくは満65歳の前々日までに障害が重くなり国民年金法の1級または2級の障害の状態にあるとき。保険料の納付要件は問いませんが、本人の所得制限があります。

◎詳しくは、保険年金室(☎63-2148)へ

●ご相談の際には、身分証明書、最初に医師、歯科医師の診療を受けた年月日からの受診歴が分かるメモをお持ちください。

国民年金に加入中の方が、障害基礎年金・障害厚生(共済)年金(1級・2級)の受給者となったときは、届出により国民年金保険料が免除になります。市役所1階保険年金室で手続きしてください(納付も可)。

持ち物 身分証明書、年金証書、認印など

年金相談

■産業振興センターアスパ(南町)での年金相談 ※相談の定員は各回50人程度
日時 10月9日(火)・23日(火) 午前10時～午後2時45分

■津年金事務所での相談はご予約を! ☎ 予約専用電話 ☎ 0570-05-4890 ☎ 03-6631-7521